

1.応募種別関連

	質問	回答
①	<p>内閣総理大臣表彰で推薦し、最終的に他の方が内閣総理大臣表彰を受賞されることになった場合、経済産業大臣表彰としての受賞対象になりますか。</p>	<p>内閣総理大臣表彰のみで推薦していた場合は、経済産業大臣表彰としての評価の対象になりません。</p> <p>内閣総理大臣表彰と経済産業大臣表彰の両方に推薦していた場合は、経済産業大臣表彰としても評価の対象になります。</p> <p>なお、上記のいずれの場合も、イノベーション・環境局長表彰の受賞対象にはなりません。</p>
②	<p>どの表彰に応募してよいか分からないので、応募後、適切な表彰賞種別に振り分けてもらえますか。</p>	<p>表彰種別を選択せず、応募した場合、選考対象外となってしまいますので、必ず、ご自身で表彰種別を選択して応募してください。</p>
③	<p>候補者を内閣総理大臣表彰と経済産業大臣表彰の両方に推薦することはできますか。</p>	<p>募集ページから「【個人推薦用】応募書類様式」(Excelファイル)をダウンロードして、Excel内のシート「【様式】推薦調書1(全共通)」の3行目にあるプルダウンで「内閣総理大臣表彰又は経済産業大臣表彰の両方に」という記載のプルダウンの2つの選択肢から、主となる御功績が該当する部門(「規格開発・認定・認証部門」、「標準化・ルール形成戦略部門」)が記載されている選択肢を選択してください。</p> <p>※なお、「【個人推薦用】応募書類様式」(Excelファイル)にて、「内閣総理大臣表彰のみに」と「経済産業大臣表彰のみに」をそれぞれ選択した2つの「【個人推薦用】応募書類様式」(Excelファイル)を提出頂いても、「内閣総理大臣表彰又は経済産業大臣表彰」に応募したことにはなりません。両方に推薦する場合は、上記に記載のとおりを選択して応募してください。</p>

2.過去の受賞歴関連

	質問	回答
①	<p>1)過去に経済産業大臣表彰を受賞している方を内閣総理大臣表彰に推薦してもよいですか。</p> <p>2)過去に産業技術環境局長表彰又はイノベーション・環境局長表彰(産業標準化貢献者表彰、国際標準化奨励者表彰)を受賞している方を経済産業大臣表彰に推薦してもよいですか。</p>	<p>1) 2)のいずれの場合についても、推薦いただけますが、前回受賞した後の功績が評価の対象となります。</p> <p>前回受賞時の功績と、その後の功績を明確に区別して、推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))に記載してください。</p>
②	<p>過去に経済産業大臣表彰を受賞している方を、再度経済産業大臣表彰に推薦することはできますか。</p>	<p>内閣総理大臣表彰、経済産業大臣表彰、産業技術環境局長表彰(産業標準化貢献者表彰)、産業技術環境局長表彰(国際標準化奨励者表彰)、イノベーション・環境局長表彰(産業標準化貢献者表彰)、イノベーション・環境局長表彰(国際標準化奨励者表彰)のいずれについても、過去の受賞時の御功績が該当する部門とは異なる部門の功績に基づく推薦であれば、可能です。なお、前回受賞した後の功績が評価の対象となりますので、前回受賞時の功績と、その後の功績を明確に区別して、推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))に記載してください。</p>
③	<p>既に2000年に通商産業大臣表彰標準化功労者として表彰を受けている方を産業標準化事業表彰(内閣総理大臣表彰、経済産業大臣表彰等)に推薦してよいですか。</p>	<p>通商産業大臣表彰標準化功労者は、現在の経済産業大臣表彰に相当する表彰です。</p> <p>過去に通商産業大臣表彰標準化功労者として表彰を受けた方を内閣総理大臣表彰に推薦いただけます。また、経済産業大臣表彰についても、上記②に示した、過去の受賞時と異なる部門の功績に基づく推薦であれば、可能です。</p> <p>なお、いずれの場合も、前回受賞した後の功績が評価の対象となりますので、前回受賞時の功績と、その後の功績を明確に区別して、推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))に記載してください。</p>

3.応募資格関連

	質問	回答
①	組織表彰に応募する場合、法人単位でないと応募できないですか。	法人単位で応募してください。 なお、法人内の一部の内部組織における取組であっても応募可能です。
②	任意団体は応募の対象外ですか。	住所や代表者等があり、組織として実際に活動を行っている組織であれば推薦することも、また、推薦されることも可能です。
③	組織として応募予定です。組織の中に、個人で表彰を受けた職員がいるが応募してよいですか。また、その際の応募書類の書き方を教えてください。	応募して差し支えありません。 推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))には、組織としての活動に加え、表彰を受けた方の活動に対して、組織としてどのような支援をしたかを記載してください。
④	以前応募したが、表彰を受けることができなかった。再度応募することはできるのでしょうか。	応募して差し支えありません。 応募要領の別紙を参照して、ご検討ください。
⑤	1)経済産業大臣表彰を受賞していないと、内閣総理大臣表彰には推薦できないのでしょうか。 2)産業技術環境局長表彰又はイノベーション・環境局長表彰を受賞していないと、経済産業大臣表彰には推薦できないのでしょうか。	そのような段階的に受賞していく表彰制度ではありません。 経済産業大臣表彰を受賞していない方を内閣総理大臣表彰に推薦すること、産業技術環境局長表彰又はイノベーション・環境局長表彰を受賞していない方を経済産業大臣表彰又は内閣総理大臣表彰に推薦することは、いずれも可能です。
⑥	1)一度、産業技術環境局長表彰又はイノベーション・環境局長表彰をもらってしまったら、経済産業大臣表彰は受けられないのでしょうか。 2)一度、経済産業大臣表彰をもらってしまったら、内閣総理大臣表彰は受けられない賞はもらえないのでしょうか。	1)2)のいずれの場合も、表彰を受けることは可能です。 2. ①を参照ください。
⑦	イノベーション・環境局長表彰(産業標準化奨励者表彰)について、50歳を超えていますが、活動年数が10年以下の場合、表彰の対象になるのでしょうか。	産業標準化奨励者表彰は、40代以下の方と、年齢に限らず活動年数が10年以下の方も対象となります。

⑧	候補者は、5年前まで、行政機関(行政執行法人)の職員でした。在籍中の活動は、受賞の対象となりますか。	行政機関(行政執行法人)に在籍中の活動は、評価の対象になりません。退職し、その後、民間で活動を行った場合は、その民間での活動が評価の対象となります。
⑨	常勤職員以外の、非常勤職員、有期の契約職員の方も表彰対象でしょうか。	雇用形態による制限は設けておりません。
⑩	経歴等から応募の資格があるか判断できません。	<p>評価の対象となるのは経歴だけではありません。その役職に関する標準化活動等を通じて、推薦者本人がどのような成果をあげたか、標準化の必要性や背景、合意に至るまでの交渉や調整の困難さ、経済的または社会的波及効果等も評価の対象となります。</p> <p>まずは応募書類に、ご本人の関与された標準化活動等や功績が読み取れるように、具体的に記載いただければ幸いです。</p> <p>なお、過去の受賞者の功績内容を経済産業省HPに掲載していますのでご参考にしてください。</p> <p>(https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyogun-kijun/keihatsu/hyosho/index.html)</p>
⑪	国立研究開発法人の常勤職員を推薦することは可能でしょうか。	国立研究開発法人は、行政執行法人に該当しませんので、推薦いただけます。また、雇用形態による制限はございません。
⑫	過去の活動として、ISO規格のJIS化委員会事務局なども対象になるでしょうか。	事務局としての業務も、標準化活動の対象になります。応募要領の(別紙3)(産業標準化奨励者表彰)の「想定される候補者」にて「ISO・IECの国内審議団体等の事務局を務めている者」の記載があります。もちろん、産業標準化奨励者表彰以外の表彰においても、同様に、対象となります。
⑬	外国籍の方も表彰対象でしょうか。	外国籍の方も応募可能です。ただし、推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))は日本語で作成してください。

4.応募書類の記載関連

	質問	回答
①	1人の人(又は、1つの組織)を連名で推薦することは可能ですか。 その場合の記載方法を教えてください。	連名も可能です。 推薦調書の記載方法については、推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))中のシート「【様式】調書3」を御覧ください。
②	一つの組織から推薦できる件数に制限はありますか。	一つの組織から推薦できる件数に制限はありません。
③	職歴の終期はどう書けばよいですか。	現在も継続している場合は、本年の4月1日付としてください(例:本年が2026年の場合、終期は「2026年4月」と記載)。
④	職歴にTC、SC等の和文名までを入れると文字が小さくなってしまいがよいですか。	文字は小さくなくても構いません。
⑤	職歴で例えば、JIS X 0000委員長のよう記載する場合に、JIS X 0000(〇〇の試験方法)のように規格名を括弧つきで示す必要はありますか。	JIS X 0000(〇〇の試験方法)のように規格名を括弧つきで示していただけますようお願いいたします。
⑥	職歴で、標準化の取組みの場合は「標」を入れるとのことですが、直接は標準化の委員等でない自社の役職についても「標」を入れてよいですか。	標準化に関わる仕事をされているのであれば、含めて結構です。また、標準化での役職がなくても、標準化に関わる仕事をしているのであれば、含めて結構です。 いずれも、標準化に関わる仕事をしていることがわかるように記載してください。
⑦	TC/SC/WG等の和文名は、出てくるすべてに書かなくてはならないか。	「職歴(沿革)」と「功績概要(推薦理由)」欄では、それぞれの初出に記載してください。「標準化に関する具体的な功績」欄では、複数ある功績欄のうち、初出には記載をしてください。

⑧	功績に関する詳細説明やエビデンス等を別紙にして提出する場合の様式は任意ですか。	任意(自由)です。 ただし、候補者にJIS・国際規格等の作成についての功績がある場合は、候補者が関与した規格については、推薦調書(「応募書類様式」(Excelファイル))中に、シート【様式2-1別添】貢献・関与した規格」を設けておりますので、そちらに記載されている項目①規格番号、②規格名称、③提案年、④発行年、⑤提案国、⑥規格の内容や重要性、⑦候補者の貢献内容、⑧該当功績(応募書類に記載された功績の順番)について記載してください。
⑨	エビデンスの分量に制限はありますか。	制限はありませんが、常識の範囲内で記載してください。
⑩	エビデンスとして規格票やISO/IEC文書等の非公開文書の提出は必要ですか。	規格票やISO/IEC文書等の非公開文書は提出不要です。
⑪	職歴の記載は、複数を1行にまとめてもよいですか。	一つの役職ごとに分けて記載してください。
⑫	エビデンスの記載は最近の数年でよいですか。	推薦調書に記載した範囲は必ず記載してください。 ただ、仔細に記載することは不要です。要点を記載してください。 本文には社会的影響、波及効果を記載してください。 国際会議等は別紙に記載してください。
⑬	令和6年度までは、自宅住所を記載していましたが、今年度は、記載の必要はないでしょうか。	今年度(令和8年度)から、自宅住所を記載する必要はありません。
⑭	A先生は、当協会の〇〇標準化委員会委員長で、Y大を既に定年退職し名誉教授です。 この場合、A先生の所属先は当協会としてよいですか。 A先生の所属部署は、上記委員会を記載し、役職も委員長と記載すればよいですか。	受賞された場合、所属先、所属部署、役職は公表いたしますので、公表に差支えないご所属等を記載ください。 貴協会として公表に差支えなければ、役職はその通りで結構です。 また、所属先、所属部署は空欄とし、役職のみ「Y大学名誉教授」としても結構です。

⑮	B氏は〇〇年に「瑞宝中綬章」を受けられていますが、それについても、表彰歴に記載してもよいですか。	表彰歴は標準化に関するものです。記載せずにご応募ください。
⑯	当協会とは全く別の団体に関与しての標準化活動における功績も記載してよいですか。	記載していただいて結構です。活動した団体は問わず、標準化に関する功績を表彰の対象としています。

⑰	国際ではなく国内での功績として、JISだけでなく国内の業界標準の活動における功績は記載してよいですか。	記載いただき問題ありません。
⑱	標準への関与期間はどのように考えればよいか。例えば、IEC活動に20年間取り組んでいた期間の中で、10年間はISO活動も同時に取り組んでいたという場合何年になりますか。	同期間の複数活動についてダブルカウントはせず計算してください。例の場合、20年になります。
⑲	2つのコンピーナを務めた場合、1つにまとめて書くべきですか。	2分野別々に、書いてください。
⑳	「推薦組織」欄の代表者について、自社のCSO(最高標準化責任者)を記載することは可能でしょうか。	CSO設置企業の場合、推薦組織の代表者はCSO役職の方を記載いただいで結構です。
㉑	「推薦組織」欄の担当者は、だれを記載すればよいですか。	推薦調書を記載・提出する組織及び連絡先担当者になります。
㉒	第三者の推薦状は必要でしょうか。	不要です。

5.その他関連

	質問	回答
①	選考結果の通知(受賞のお知らせ)は、どのような形になりますか。 文書での通知はありますか。	経済産業大臣が受賞者を決定した後に、受賞者、受賞者の所属長及び代表者に対し、公文書で受賞の通知を行います。 他薦の場合、推薦組織宛に送付しますので、推薦組織より受賞者及び所属長にお送り下さい。(代表者には、直接送付します。) 選外となった場合は、特段、通知を行いません。 なお、受賞者発表前の候補者や審査状況に関する問い合わせについては、一切回答できません。
②	受賞の通知があったので、ニュースリリースで公表してよいですか。	経済産業省ホームページで受賞者を公表します。それ以降に、公表してして下さい。 詳しくは、事務局まで、お問い合わせください。